

第3章 分野（目標）別の課題と取り組み

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

主要課題	施策の方向	取り組み内容	番号
1 男女共同参画社会 に対する意識改革お よび普及啓発	①様々な機会や場を活用 した普及啓発	広報による啓発	No.1
		人権フォーラムの開催	No.2
		人権週間等を活用した啓発	No.3
		意識調査の実施	No.4
	②男女共同参画に関する 学習の推進	関連図書・学習資料の充実	No.5
		学習機会の提供	No.6
		男女共同参画週間の図書コーナーの設置	No.7
2 家庭、地域における 男女平等教育の推進	①子育てにおける男女共 同参画の促進	家庭教育学級	No.8
		ペアクラス	No.9
	②家庭内でのパートナ ーシップの促進	かんたん料理教室の開催	No.10
		親子の料理教室の開催	No.11
		家族のあり方についての啓発	No.12
		家庭の日を活用した啓発	No.13
3 学校等における男 女平等教育の推進	①男女共同参画意識を育 てる教育の推進	人権教育の推進	No.14
		男女平等教育の推進	No.15
		係の分担など男女平等の徹底	No.16
		縦割り班活動の推進	No.17
		男女混合名簿の継続および導入促進	No.18
		発達段階に応じた性教育の展開	No.19
		母性・父性の健全な発達	No.20
		情報モラル教育の推進	No.21
	②学校等の行事における 父親の参加促進	父親委員会やおやじの会の活動促進	No.22
		父親が参加できる環境づくり	No.23
	③男女平等教育に対する 教職員の意識啓発	学校人権教育講演会	No.24
		職員の意識改革のための学習会	No.25
		男女共同参画の視点を取り入れた保育者研修	No.26
		町の研修制度の整備	No.27

1 男女共同参画社会に対する意識改革および普及啓発

現状と課題

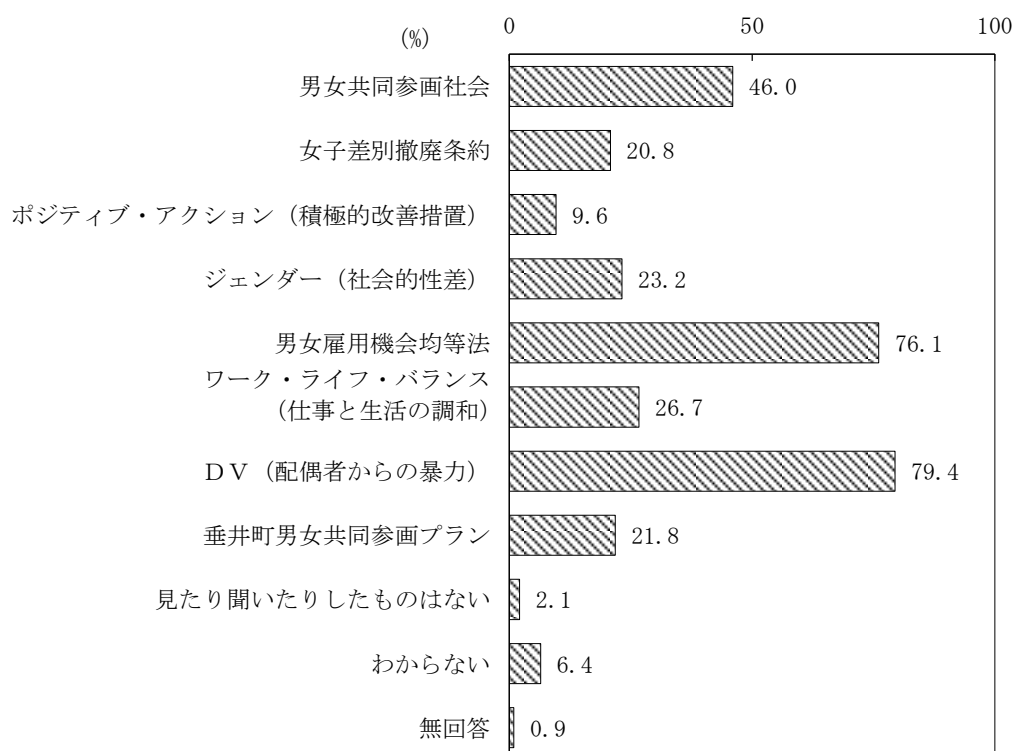
「垂井町第2次男女共同参画プラン策定にあたってのアンケート結果報告書」(以下「住民アンケート」といいます)によると、男女共同参画に関連する言葉について、見たり聞いたりしたことがあるものをたずねたところ、男女とも「DV(配偶者からの暴力)」「男女雇用機会均等法」の2項目が75%以上の高い認知度となっています。その他は50%以下であり、「垂井町男女共同参画プラン」の認知度は21.8%にとどまっています。

男女の地位の平等については、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した〈男性優遇〉は、「家庭生活」「職場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」および「社会全体」で50%を超えています。

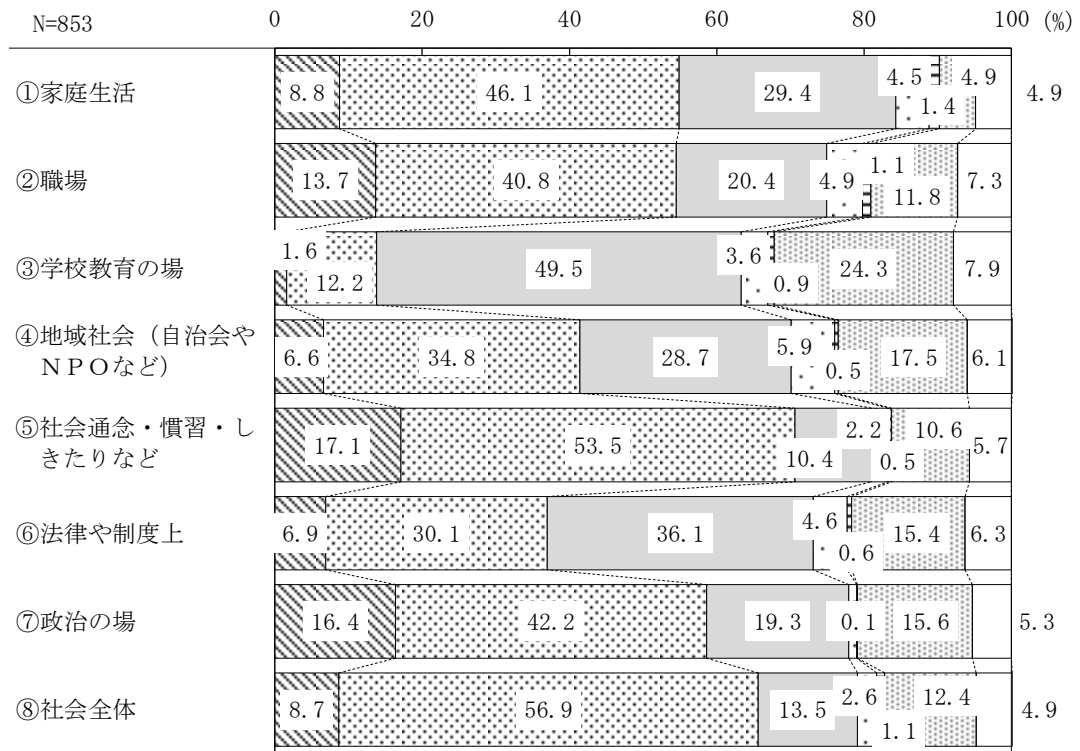
本町では、「広報たるい」に毎月テーマを決めて、男女共同参画に関する法制度の情報や団体の活動、「垂井町男女共同参画プラン」などを紹介することや、出前講座などの学習機会の提供を行い、男女共同参画や人権に関する啓発・教育に取り組んできたところです。

しかし、十分に情報が伝わっていない状況にあること、10年前に比べれば意識は変わってきているものの、依然として男女の不平等感が強い分野があることから、広報・啓発活動に取り組み、意識改革をさらに推進していく必要があります。

図表3-1 男女共同参画に関連する言葉の認知度(複数回答)



図表3-2 男女の地位の平等



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



施策の方向

①様々な機会や場を活用した普及啓発

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.1	◆広報による啓発 広報たるいを活用し、男女共同参画に関わる制度改正や新しい課題、調査結果や統計情報、先進事例や町・県の取り組みの紹介など、わかりやすい紙面づくりを工夫しながら、意識啓発を推進します。	充実	企画調整課
No.2	◆人権フォーラムの開催 毎年、様々なテーマを取り上げた講演、小中学生の人権作文の発表などを内容とした人権フォーラムを開催し、性差による人権問題についての啓発を推進します。	継続	生涯学習課 企画調整課
No.3	◆人権週間等を活用した啓発 人権週間、男女共同参画週間など多様な機会を活用して、女性、子ども、障がい者、同和など、全人権についての啓発を推進します。	継続	健康福祉課
No.4	◆意識調査の実施 住民や町内団体、役場職員などを対象に意識調査を実施し、意識変化の把握や計画評価を行います。	継続	企画調整課

②男女共同参画に関する学習の推進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.5	◆関連図書・学習資料の充実 女性・男性問題に関する図書、児童用ジェンダー学習資料の充実に努めます。	継続	タルイピアセンター
No.6	◆学習機会の提供 生涯学習セミナーにおいて、男女がともに参加できる内容として、男女共同参画に関する学習の場や学習機会を提供していきます。また、国や県との連携、制度活用を図ります。	継続	生涯学習課 企画調整課
No.7	◆男女共同参画週間の図書コーナーの設置 男女共同参画週間を中心に、定期的に男女共同参画図書コーナーを設置します。	継続	タルイピアセンター

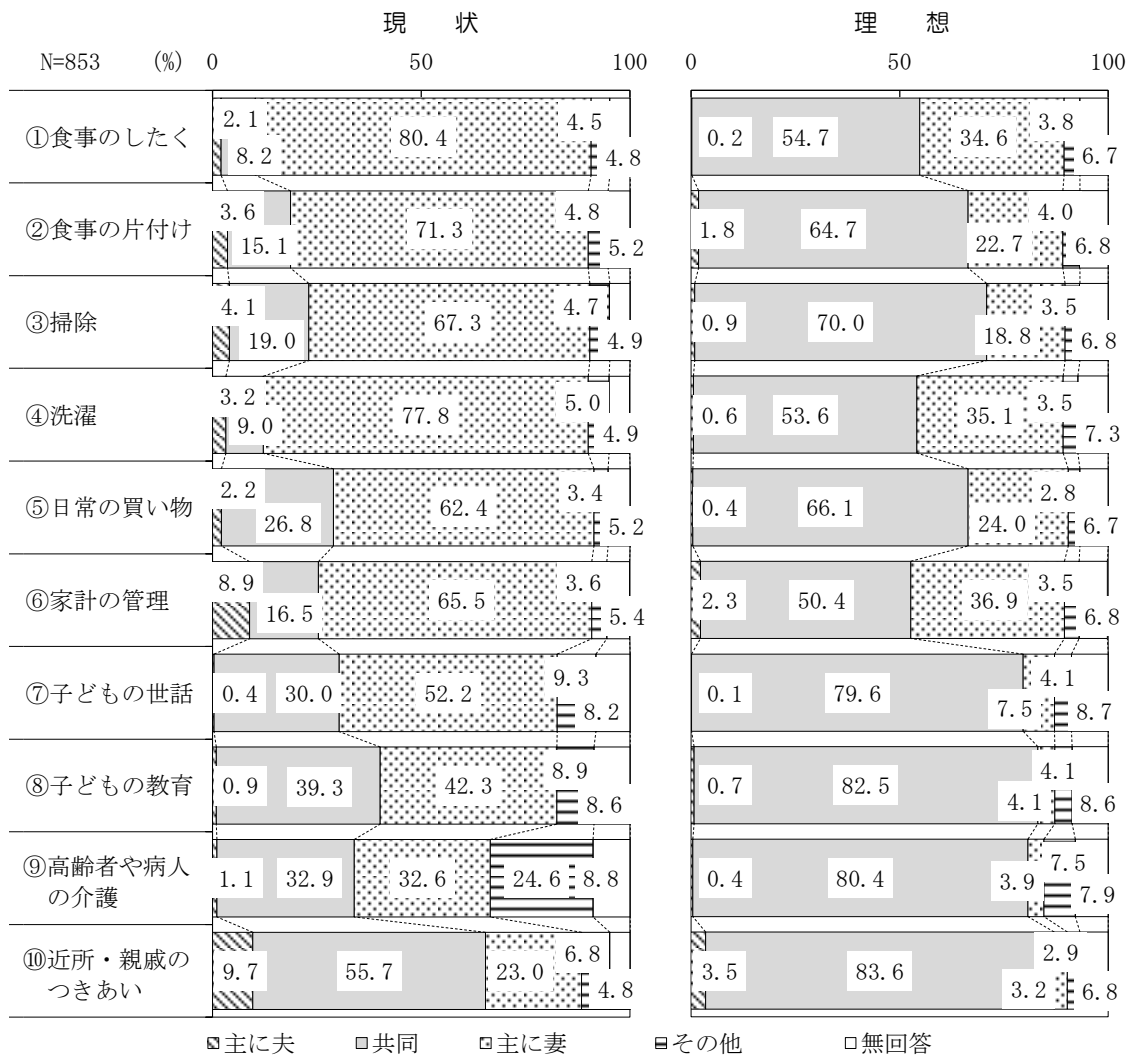
2 家庭、地域における男女平等教育の推進

現状と課題

住民アンケートにおいて、家庭での日常的な仕事について、主に夫婦のどちらが行っているか、また、理想としては夫婦のどちらが行うべきだと思うかをたずねたところ、理想としては、すべての項目で「共同」で行うべきと回答した人が過半数を占めています。しかし、現状は、子どもの教育、高齢者や病人の介護、近所・親戚のつきあいの3項目以外は「主に妻」が行っていると回答した人が過半数を占めており、理想と現状に大きなギャップがあります。

共働き世帯が増加する中、子育てをはじめとする男性の家庭における役割分担は増えてきていますが、依然として家事・子育ては女性が担っているのが現状です。男性の子育てへの更なる参画や、男性の家事等の自立を促進するなど、各種教室、講座等の機会を提供し、男女共同参画意識の醸成を図る必要があります。

図表3-3 家庭での役割分担



施策の方向

①子育てにおける男女共同参画の促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.8	◆家庭教育学級 家庭教育における家庭のあり方や役割を学ぶ家庭教育学級を開催し、家庭教育について考える機会としていきます。	継続	生涯学習課
No.9	◆ペアクラス 男性の育児への参加意識の向上に繋がるよう、妊婦とその夫を対象に、沐浴、抱き方、オムツの替え方などを学ぶペアクラスを実施します。	継続	保健センター

②家庭内でのパートナーシップの促進

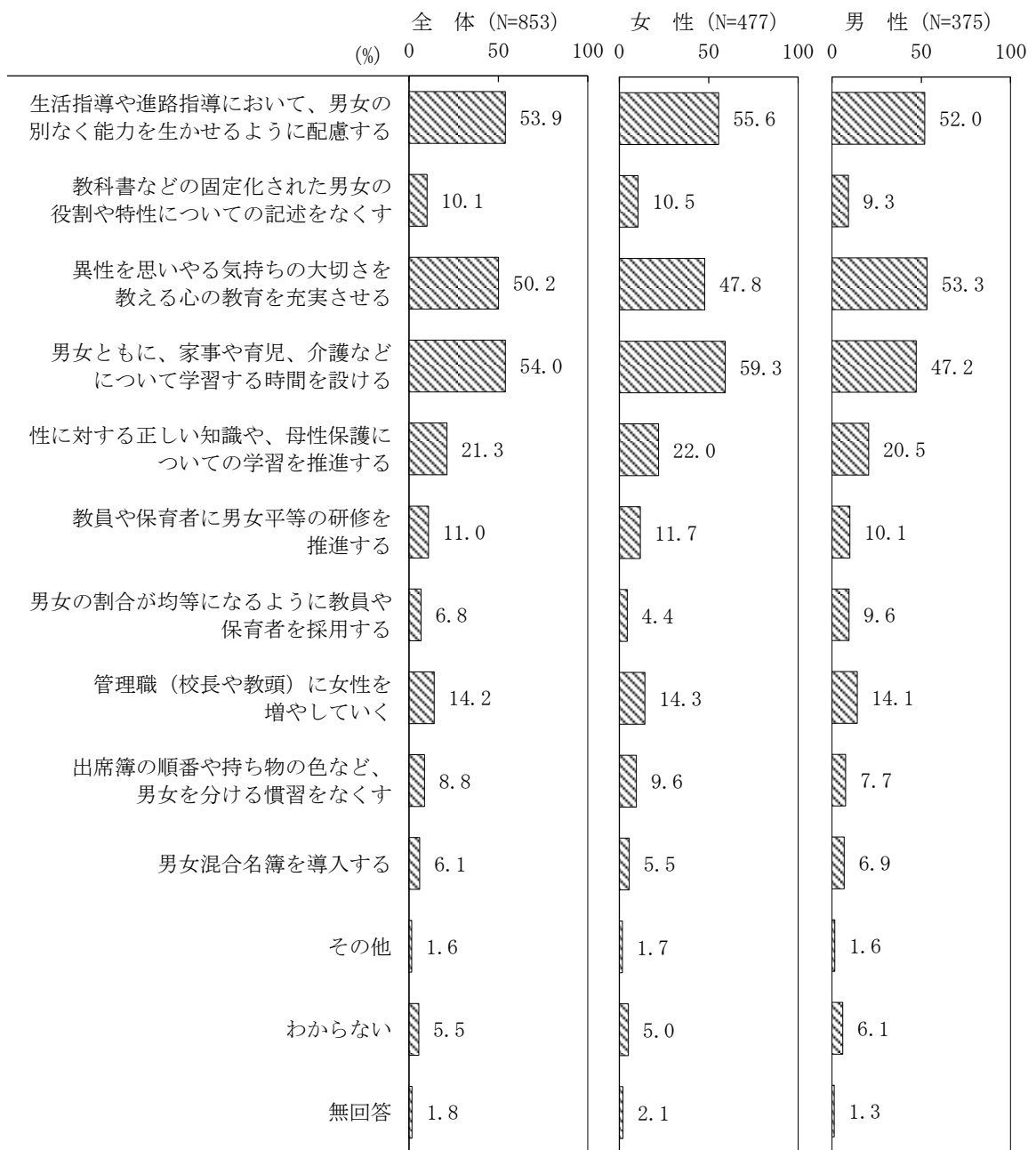
番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.10	◆かんたん料理教室の開催 男性を中心とし、男女共同生活、健康生活の設計を学習し、簡単にできるバランス食の料理実習等を行い、男性の家事に対する自立を促進します。男性の料理への関心を高めるため、より実践的な内容を検討します。	継続	健康福祉課
No.11	◆親子の料理教室の開催 幼稚園、小・中学校等で親子料理教室を実施します。実施にあたり、父親の参加を促進します。	継続	保健センター
No.12	◆家族のあり方についての啓発 園内家庭教育学級、PTA 家庭教育学級・学級懇談会等の機会や、園だより・学校だよりを通して、父親、母親への家族のあり方についての啓発を行います。	継続	健康福祉課 学校教育課 保育園 幼稚園 こども園 小・中学校
No.13	◆家庭の日を活用した啓発 家族で家事を分担するなど、男女共同参画の視点で、生涯学習情報誌、広報たるいにおいて「家庭の日」を啓発します。	継続	生涯学習課

3 学校等における男女平等教育の推進

現状と課題

住民アンケートによる男女の地位の平等の中において、学校教育の場は最も平等感が高い分野という結果になっていますが、男女平等の意識を育てるために学校教育に求められることとしては、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるように配慮する」「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育を充実させる」「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」の3項目が50%以上となっています。

図表3-4 男女平等の意識を育てるために学校教育で力を入れること（3つまで）



小・中学校においては、全教科を通して人権教育を推進し、思いやりの心を大切にしている取り組みを日常的に行っています。また、発達段階に応じた性教育を行うとともに、人権教育、道徳教育などを通じて、性差を尊重しながらも、1人の人間として尊重し合う生き方を指導しています。男女混合名簿については、保育園、幼稚園、一部の小学校で実施しています。

今後も、男女平等教育の更なる推進を図るとともに、それを指導していく教職員の意識啓発と指導力の向上を図るための研修の充実が必要です。また、学校が進める取り組みへの参加は母親に偏っていることから、父親の参加が求められます。

施策の方向

①男女共同参画意識を育てる教育の推進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.14	◆人権教育の推進 全教科を通じて人権教育の視点をもって授業を進めます。また、道徳の授業において男女共同参画を重点項目としてとりあげたり、人権週間において意識化を図ります。	継続	学校教育課 生涯学習課 小・中学校
No.15	◆男女平等教育の推進 家庭科、社会科、道徳をはじめ、教育活動全般を通じて、家庭における男女共同参画、仕事の自由な選択など、子どもの発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	継続	学校教育課 小・中学校
No.16	◆係の分担など男女平等の徹底 係の分担、席順、グループ、班長など、性差が問題にならないと判断する事柄においては、すべての教育活動において男女平等を推進します。	継続	学校教育課 小・中学校
No.17	◆縦割り班活動の推進 全校児童生徒を年齢や男女間の域を超えた縦割班に分け、遊び、清掃活動、行事等を行います。	継続	学校教育課 小・中学校
No.18	◆男女混合名簿の継続および導入促進 男女混合名簿を導入済みの園や小学校については、継続し、未導入の所においては、導入を促進します。中学校については、検討・見直しを行います。	継続	健康福祉課 学校教育課 保育園 幼稚園 こども園 小・中学校

No.19	◆発達段階に応じた性教育の展開 体育、理科、保健、学級活動を通して、子どもの発達段階に応じた性教育を展開していきます。	継続	学校教育課 小・中学校
No.20	◆母性・父性の健全な発達 小・中学生を対象とした保育体験等を通じて、健全な母性・父性を育てていきます。	継続	学校教育課 小・中学校
No.21	◆情報モラル教育の推進 情報化社会がもたらす影響を知り、男女共同参画の視点から暴力や性的表現などの被害者や加害者にならないように情報モラルについて理解させるための教育を推進します。	新規	学校教育課 小・中学校

②学校等の行事における父親の参加促進

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.22	◆父親委員会やおやじの会の活動促進 父親が中心となり、学校キャンプなど親子のふれあいを目的とした活動を促進します。	継続	学校教育課 小・中学校
No.23	◆父親が参加できる環境づくり 園や学校の行事については、開催日、内容等に配慮し、父親はもちろん、祖父母等が参加しやすい環境づくりを推進します。	継続	健康福祉課、学校教育課、保育園、幼稚園、こども園、小・中学校

③男女平等教育に対する教職員の意識啓発

番号	取り組み内容	方向	推進部署
No.24	◆学校人権教育講演会 幼稚園、小・中学校の全教職員を対象とした学校人権教育講演会を開催し、人権への意識を高め、児童生徒への指導力の向上を図ります。	継続	学校教育課
No.25	◆職員の意識改革のための学習会 パンフレット等を活用した職員の意識改革のための学習会を開催します。	継続	学校教育課 小・中学校
No.26	◆男女共同参画の視点を取り入れた保育者研修 日常の活動の中で、男女共同参画の視点を取り入れた保育が展開できるよう、保育者研修を実施するとともに、関連する講演会への積極的な参加を促進します。	充実	健康福祉課、学校教育課、保育園、幼稚園、こども園
No.27	◆町の研修制度の整備 町の研修制度については、人材育成基本方針を基に研修プログラムを作成していきます。	継続	総務課